

平成 25 年第 9 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 29 日(木曜日)午前 9 時 30 分
- 2 場 所 鏡島公民館 研修室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、丸山教育施設課長、服部学校指導課長、水谷少年センター所長、森岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、林中央青少年会館長、上松市民体育課長、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、波賀野教育政策課主任主事、河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 諸般の報告
 - (1) 平成 24 年度岐阜市決算成果の報告について(教育政策課)
 - (2) 平成 25 年度岐阜市教育委員先進地視察の報告について(教育政策課・社会教育課)
 - (3) いじめ防止対策推進法について(学校指導課)
 - (4) 企画展「素描・下絵・本画展」、「SUN san 会展」について(歴史博物館)
 - 第 5 議事
 - (1) 第 58 号議案 平成 24 年度岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告について(教育政策課)
 - (2) 第 59 号議案 岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について(教育政策課)
 - ※(3) 第 60 号議案 教科用図書採択地区の設定に係る申請について(学校指導課)

- ※(4) 第61号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(学校保健課ほか2課)
- ※(5) 第62号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(社会教育課・市民体育課)
- ※(6) 報第26号 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(教育政策課)
- ※(7) 報第27号 岐阜市学校運営協議会委員の任免について(学校指導課)
- ※(8) 第63号議案 岐阜市教育委員会事務局職員の人事について(教育政策課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午前9時30分開会開議

○後藤委員長 只今から、平成25年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。傍聴希望者はいらっしゃらないということですので、お手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告4件、議事のうち、議案5件、承認を要する報告2件、このほか、追加の議案が1件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

○後藤委員長 では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 諸般の報告が4件ございますが、そのうち「平成24年度岐阜市決算成果の報告について」を教育政策課長からご説明申し上げます。

○中本教育政策課長 別冊1の「平成24年度岐阜市決算成果説明書」をご覧ください

さい。市議会に提出する決算成果説明書に様々な資料を添付したものをご用意いたしました。27ページをご覧ください。岐阜市の一般会計の歳出決算額が記載されています。表の左上にある「款」の列では、「1 議会費」から始まり、「歳出合計」までありまして、そのうち、教育委員会の主な歳出は「10 教育費」です。教育費には、女子短期大学と薬科大学の決算額も含まれており、全体の132億7,000万円のうち、教育委員会所管分は110億5,800万円です。昨年度と比較して、27億円減少しています。理由としては、平成23年度にエアコン整備や耐震補強のために基金に約20億円を積み立てましたが、平成24年度は基金積立を行わなかったことによる減と、岐阜中央中学校などの建設費の減が挙げられます。

3ページをご覧ください。教育委員会所管分を記載しています。左上、「款」の下位の「目」の列に、「教育委員会費」、「事務局費」、「小学校管理費」から始まって「市民体育施設費」、そして「小計」欄があります。一番右の列に決算比較の欄があります。一番右の「決算額B-E」の列の2行目に「△1,892,265,784」とありますが、これが先ほどの基金の積み立ての約20億円の減です。そして、6行下の「中学校建設費」において「△986,783,723」、約10億円の減となっています。それぞれの費目で様々な増減がありますが、全体では、一番下の行、約27億円が教育委員会の教育費の歳出総額の減となっています。

続きまして、主な事業の説明をします。41ページをご覧ください。左から2列目「区分」に「教育事務」があります。その右の欄の「○」の4つ目、「岐阜市型コミュニティ・スクール推進事業」を8校で行いました。平成27年度までに全校のコミュニティ・スクール化を進めているところです。45ページをご覧ください。区分の「教育研究所」の事業で、「○」の中段に「マイプラン研修事業」があります。この事業では、希望する教員が、フィンランドを訪問して、設定したテーマをもとに調査研究を行いました。その下の区分「教育支援センター」については、「(仮称)総合教育支援センター整備」として、来年4月の開設を目指して、記載のとおり整備を進めています。現在は、組織の変更等について、関係部局と協議しているところです。51ページをご覧ください。大きな事業としては、「小学校建設費」の区分「建設」の「○校舎建設 鶉小」について、平成23年度から平成24年度にかけて、鶉小学校の建築を行いました。今年度4月に校舎を供用しました。57ページをご覧ください。真ん中下にある「中学校建設費」の区分「建設」の「○校舎増改築」について、平成24年度から平成25年度にかけて、岐阜西中学校の校舎の増改築を行うとともに、太陽光パネルを設置し、平成24年度は、1億2,200万円の事業費でした。69ページをご覧ください。教育委員会としては非常に重要で、代表となる事業です。「文化財保護費」の一番下の区分「保存整備」に記載しました「○織田信長公居館跡発掘活用事業」の「信長公居館跡発掘調査」では、調査費を計上し、随時、発掘の成果を広く

世間に示すとともに、PRしていますが、発掘の中で、金箔を貼った飾り瓦の存在が明らかになりました。詳細は、昨年度の11月の記者発表のとおりです。77ページをご覧ください。「青少年会館費」の区分「施設管理」のうち、一番上の「○中央青少年会館移転改修」をご覧ください。(仮称)総合教育支援センター設置に併せて、中央青少年会館をセンター敷地内に移転するため、同館の改修を平成24年度から平成25年度にかけて行っており、今年9月末に校舎の改築が完了する予定です。平成26年4月までに移転します。79ページをご覧ください。「公民館費」です。一番下の「○鶉公民館建設」についてですが、先ほど説明した鶉小学校と鶉公民館は、敷地の現況から、施設を分離して建設しました。平成23年度から平成24年度に工事を行い、今年1月に公民館を開館しています。99ページをご覧ください。「建設」に「○(仮称)柳津体育館建設」があります。岐阜市は平成18年に柳津町と合併しました。新市建設計画の最後の建設事業である(仮称)柳津体育館建設に係る基本調査を平成24年度に行い、今年度予算に、用地購入費を計上しています。平成28年度の開館を目指して努力しているところです。主な事業を抜粋して説明いたしました。

○後藤委員長 只今の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。ないようですので、事務局は報告(2)の説明をお願いします。

○内堀社会教育課長 社会教育課です。「平成25年度岐阜市教育委員先進地視察の報告について」、パワーポイントを用いてご説明申し上げます。7月29日から30日の2日間、三重県の鳥羽市と明和町、津市の3つの市町を視察訪問しました。視察先は、記載のとおり「海女振興協議会」、「海の博物館」、「斎宮歴史博物館」、現在建設中の「三重県立博物館」の4か所です。資料1ページをご覧ください。視察目的は、先進的な取り組みをしている社会教育関連施設を視察し、岐阜市が目指す鶉飼漁のユネスコ無形文化遺産登録に向けての取り組みや史跡岐阜城跡の整備・活用の参考とすること、また、公文書館機能整備に関する先進自治体の状況を把握し、岐阜市の今後の参考とすることです。

まず、「海女振興協議会」についてです。昨今、NHKの朝のテレビドラマ「あまちゃん」で、海女漁が取り上げられ、日本中で話題になっていますが、鳥羽市では、市が中心となり、海女漁のユネスコ無形文化遺産登録を目指して取り組んでいます。岐阜市の鶉飼漁と同じ、漁という点、ユネスコ無形文化遺産登録を目指すという点から参考とすべく視察してまいりました。海女振興協議会は、後に述べます「海の博物館」という財団の博物館の中に事務局がありまして、そこで話を伺いました。この写真は、海の博物館の外観です。一見すると岐阜市の鶉飼ミュージアムに非常に良く似ているという印象を受けます。この

建物は、日本文化デザイン賞や日本建築学会賞など数多くの賞を受賞しており、非常に優れた建築です。この写真は、私たちが海の博物館の中で話を伺っているところです。写真の中の立っている方が鳥羽市教育長です。その右側の方が海の博物館の館長です。更にその右側が岐阜市の教育長や教育委員の皆様です。資料に記載のとおり、様々な取組みについて伺いました。訪問した際、偶然にも、同じ館内で三重県知事と鳥羽市長との「1対1対談」が開かれており、傍聴しました。写真の右側の方が三重県知事、左側の方が鳥羽市長です。市長が知事に三重県のような施策について尋ねる形式でした。知事に対する最初の質問が「海女漁をユネスコ無形文化遺産にするロードマップをどのように考えているか。」という内容でした。知事の考えは、「現時点で、海女漁は県の指定文化財になっていないため、今年度中に県の文化財に指定する。そして、来年度以降、早い時期に国の指定を獲得する。」というものでした。これは岐阜市の鵜飼漁と同じ考えです。今後、さらにユネスコ無形文化遺産登録を目指すという目標を立てています。知事のリーダーシップが非常に強いと感じました。この写真は、海の博物館の内部です。大変多くの木造和船が陳列されています。非常に広い部屋に所狭しと船が並べられています。鵜飼船の展示がまだないようで、ぜひ、今後展示していただきたいという話をしました。

次に、「斎宮歴史博物館」の視察ですが、まず「いつきのみや歴史体験館」に行きました。今年、伊勢神宮の式年遷宮の年です。斎宮は、伊勢神宮に仕えている皇室の女性の宮殿があった場所です。東西2キロメートル、南北数百メートルの非常に広い敷地の中に、宮殿やそれに附属する施設がありました。いつきのみや歴史体験館は、そうした当時の宮殿をイメージして作られた施設で、特に活用を重視したつくりとなっています。この写真は、斎王という未婚の伊勢神宮に仕える巫女である高貴な女性が乗られた輿です。訪れた人が輿に乗って、楽しめる形になっています。右下の写真は、蹴鞠を体験している様子です。蹴鞠は、鹿の皮で作られているようで、体験館では、自由に使って遊ぶことができます。このような体験型の施設とは別に、博物館も作られていました。これは外観の写真です。広大な空き地という印象でした。その中で、子どもたちが、将来、斎宮跡がこのようになると良いな、と描いたイメージを掲げたコーナーがあり、とても印象に残りました。子どもたちや地域の方々に、史跡をもっと愛してもらえるような仕掛けを行う必要があるのではないかと思います。

最後の視察先である「三重県立博物館」は、まだ開館していません。来年開館の予定で、写真は、新館の外観です。館内は、まだ何も展示していませんが、公文書を収蔵し、公開する機能を有するとしていることから、今回、見学させていただきました。この写真は、公文書を保存・処理する場所です。何もない状態でした。先日、テレビ報道で知りましたが、館内を市民に開放し、ガラス

ケースの中に入って、自分たちが展示品になり、記念写真を撮って、将来、展示ができた時に楽しめるようなイベントを実施していました。

以上、4つの視察先を見て感じたことは、三重県知事のリーダーシップが非常に強いことです。三重県立博物館という大きな博物館のほか、斎宮跡の建物すべてを県が建設しています。施設管理は、明和町が行い、活用は、県と町がお互いに分担して行います。岐阜市のこれからの課題が見えてきたのではないかと思います。海女漁については、非常にスピード感を持って取り組んでいますので、今後連携して取組みを進めていきたいと考えています。今年、全国博物館大会が岐阜県で開催され、海の博物館や三重県立博物館の方もお越しになります。そうした機会を利用しながら、岐阜市のPRを進めていきたいと考えています。

○後藤委員長 只今の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。ないようですので、事務局から報告(3)の説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 3つ目は「いじめ防止対策推進法について」です。机上に配布しましたA3版の資料をご覧ください。いじめ防止対策推進法が6月下旬に公布され、9月28日、今から約1か月後に施行されます。大津市のいじめ自殺事件を発端に、与野党議員の立法で制定されました。以下、ポイントを説明します。左側の列にいじめの定義等の記載をしています。左側の列の一番下の「5 いじめの禁止」で、「いじめを行ってはならない。」と規定されています。中央の列では、様々な関係者の責務等を記載しています。「7 いじめ防止基本方針の策定」では、国、地方公共団体及び学校の各々がいじめ防止基本方針を定める旨の規定がされています。国が基本方針を示した後、岐阜市においても対応したいと考えています。「8 いじめ問題対策連絡協議会の設置」については、地方公共団体が、条例で規定することにより、警察や児童相談所等の関係団体との連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会を設けることができるとされています。また必要な場合には、教育委員会の附属機関として必要な組織を設置できると規定されています。これらについては、現時点ではいじめ防止対策推進法の規定のみで明らかにされるにとどまり、実際にどのような事務を担うのかといったことまでは明確にされていませんので、今後国に確認するなどし、内容を明らかにしていきたいと考えています。9番目に「いじめの防止・早期発見のための措置」として、相談体制等を整備することを記載しています。一番右側の列には、実際にいじめが起きた時にどう対処すべきかを記載しています。11番目は「いじめへの対処」です。いじめを発見したら、学校等の関係機関に通報することとされ、学校はいじめの事実を確認したときには、学校の

設置者、岐阜市立学校の場合は岐阜市の教育委員会に報告し、その報告を受けた学校の設置者は、学校を支援・指示するほか、自ら調査できるとされています。また、そのほか、関係者等に配慮した措置、例えば当事者間で争いにならないように対応し、犯罪行為等の場合は、警察と連携して対処することなどが記載されています。最後の12番目「重大事態への対処」について、大津のいじめを原因とする自殺問題や刑事事件など、赤字で記載した事態が認められたときには、事態への対処、または同種の事態発生防止のために、これから申し上げることを行うこととされています。まず、学校、学校の設置者、岐阜市立学校の場合は岐阜市の教育委員会ですが、これらは、事実関係を明確にするための調査を行うこと、いじめを受けた子どもや保護者に対して情報を提供することとされています。また、特に地方公共団体が設置する学校の場合、教育委員会を通じて首長に重大事態の発生を報告することとされています。首長が必要と認めるときは、学校や教育委員会の調査結果について調査できます。これは首長が自ら調査できると規定しているのではなく、学校や教育委員会の調査結果について調査できると記載していることがポイントでありまして、教育委員会の事務は、原則とおり教育委員会が行うということです。そして、調査結果を踏まえ、各々対応することとされています。一番下に、小さい文字で記載していますが、私立学校においては、最終的には都道府県知事が対処することとされています。岐阜大学教育学部附属小中学校においては、最終的には文科大臣が対応することになります。以上です。

諸般の報告(4)については、5、6ページに、加藤栄三・東一美術館の企画展、「素描・下絵・本画展」、「SUN san 会展」をご案内していますので、ご覧ください。よろしく申し上げます。

○後藤委員長 今までの報告についてご質問やご意見はございますか。

○小野木委員 いじめ防止対策推進法に罰則規定はありますか。

○長谷川教育政策課政策係長 罰則規定はありません。いじめが犯罪行為に該当する場合は、警察に委ねる等になります。国や学校、学校の設置者、地方公共団体等それぞれに対し、義務や努力義務が課されていますが、罰則規定は一切ありません。

○矢島委員 岐阜市は、いじめ問題対策連絡協議会を設置しますか。

○長谷川教育政策課政策係長 先日、内部の協議の中で、導入に向けて作業を

進める話をしました。先ほど申し上げたように、法には、実際に何を担うのかについての詳細が書かれていません。第14条の規定は大変分かりにくいですので、国にこの趣旨を確認しようと考えています。

○**早川教育長** 設置しなくてはならないと考えています。

○**長谷川教育政策課政策係長** 既に岐阜市には、少年センター運営委員会を設けており、関係者が集い、連絡調整をする仕組みがあります。

○**早川教育長** 教育委員会だけでは対応しきれない場合があるかもしれません。そのようなときに、協議会を設置しなかった場合、設置していないこと自体が問題になるのではないかと思います。

○**矢島委員** 教育委員会の附属機関として必要な組織を設置できると記載がありますが、この組織と協議会との関係など、分からないことが多いですね。

○**早川教育長** 協議会は、市長部局に設置することを考えています。我々が改善しなくてはならないことは「11 いじめへの対処」です。実際に学校現場でできているかどうかについて、私は疑問を持っています。校長自らがいじめの指導をした事例は、昨年度は11%程度しかありません。あまりに少なすぎると思っています。最優先課題だと思って対応するように指導しています。

○**後藤委員長** いじめに対処した記録は、実際にどのようにしていますか。記録を残している学校とそうでない学校があると思いますが、どうですか。

○**服部学校指導課長** 基本的には、記録を残すと同時に教育委員会に報告する体制です。ただ、そのすべてが報告されているわけではありません。

○**後藤委員長** 他にご意見やご質問はありませんか。

○**中島委員** 子どもたちに対してこうした対策などを行うと、今までは、あの子がこの子をいじめていると目に見えていたものが、目に見えないようになるのではないかという怖さを感じます。見つけにくいいじめをどのように見つけていくかの対策が必要です。子どもたちは、規制されると、様々な抜け道を考えます。またこれらの対策と同時に、携帯などの取り扱いについても、子どもたちと親と一緒に話し合っていないといけません。

○後藤委員長 子どもの虐待やいじめの報告は、以前に比べて法的に整理され、重視されるようになっていますが、今後、中島委員が仰ったように、逆の方向に向かうことがあるかもしれません。我々は、そうした点にも留意していく必要があるというご指摘をいただきました。

ほかにはないようですので、議事日程、第5の議事にまいります。第58号議案及び第59号議案について、事務局から説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 表紙右肩に「別冊2」と記載された資料をご覧ください。第58号議案「平成24年度岐阜市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の報告について」です。法律の規定により、毎年度、事務の管理執行の状況について点検及び評価を行うこととされています。昨年度に、平成25年度以降の教育振興基本計画を策定しましたが、今回の点検及び評価では、計画の体系に沿って事務を整理しました。教育の受け手がどのくらいいて、その動向がどのようになっているのかなどを明らかにしながら、内容を確認するようにしました。先ほどの決算成果の報告で申し上げた事業と重複するものがありますので、特に特色ある箇所を抜き出してご説明申し上げたいと思います。

2ページ以降に、「グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成」として、各事務を記載しています。5ページ以降に、子どもの発育や疾病の状況、6ページの下段あたりから、小学校6年生と中学校3年生の体力の状況などを記載しています。5ページの発育の状況ですが、体重は、ゆるやかに下る傾向にあります。身長と座高については、もう少し経緯を見る必要があるかもしれません。6ページ以降の体力テストの各グラフですが、太い線を岐阜市、細い線を全国平均としています。グラフに、全国平均が岐阜市の平均を上回る部分が見られません。今後、子どもの体の発育などについて対応していかなければならないと考えています。なお今回は、学識経験者から頂いたご意見を記載しています。8ページから9ページにかけて、食育や体力づくりなどを一体的に、総合的に考えて取組みをする必要があるのではないかという提言がございます。17ページから「学びや育ちのセーフティネットの構築」について記載しています。17ページから18ページにかけての学識経験者のご意見をご覧ください。最近、「LINE」のようなコミュニケーションツールが普及していることを受けて、そうしたツールの取り扱いについて教えていく必要があるのではないかというご指摘がありました。岐阜市では、平成25年度から、小中学生を対象に、コミュニケーションツールに関する指導を行っています。19ページ下段のグラフでは、特別支援学級や特別支援学校で支援を受けている子どもの人数の推移を記載しています。近年増加傾向にあります。今後より充実した対応が求められます。後ほどご説

明申し上げますが、岐阜市でも、支援員などを増員して対応する予定です。23ページから25ページは、少年センターに関する資料です。問題行動等に関する動向を記載していますので、ご参照ください。25ページ下段から27ページには、留守家庭児童会等について記載しています。留守家庭児童会については、消費税率の増加とセットで実施とされていますが、学童保育の受け入れ対象年齢の上限が小学校6年生まで拡大することが予定されています。留守家庭児童会の定員の増加は、学校施設の面からは厳しいですが、こうした国の動きも踏まえ、従来とは違う発想で対応に当たらなければならないと考えているところです。28ページから、「地域コミュニティの持つ教育力の積極的活用」について記載しています。29ページ中央に、コミュニティ・スクールに関する学識経験者のコメントを記載しています。実際にコミュニティ・スクールの仕組みに慣れていない先生への対応が必要ではないかというご意見を頂戴しました。33ページからは、生涯学習とスポーツ振興を記載しています。30ページから巻末まで、教育委員会の施設の利用者に関する状況を記載しています。34ページから図書館に関しての記載がございまして、36ページから37ページに学識経験者のコメントを記載しています。学校と連携した図書館の対応が必要ではないかという提言を頂戴しました、図書館としましても、学校連携室を新図書館に設けて対応する予定をしています。先ほど申し上げたように、今回は公の施設の利用者の動向を記載していますが、こうした数値に捉われず、中身の充実に力を入れるべきというご意見もある一方で、実際に利用者が減りつつある状況があり、どのように利用を推進するかという課題もあるから、よく検討してくださいというコメントも頂戴しました。

続きまして、教育政策課長から、第58号議案についてご説明申し上げますので、議事日程を表紙に記載した資料の7ページをお願いします。

○中本教育政策課長 第59号議案「岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について」です。9ページをお願いします。9月補正予算に計上する「特別支援教育スーパーバイザー活用事業」についてです。中段に記載しましたように、財源の100%を国からの補助で賄い、実施する事業です。その下に事業内容を詳細に記載しています。下段に「通常学級に在籍814人」とあるように、市立小中学校の全児童生徒約3万人のうち、障がいのある子、障がいがあると思われる子どもが814人います。更にその下に、特別支援学級に在籍する子どもが422人との記載がありますが、通常学級に在籍する子どもに対しては「ハートフルサポーター」、特別支援学級に在籍する子どもに対しては「特別支援教育介助員」を配置し、支援に当たらせています。また、各校に特別支援教育を推進するための「特別支援教育コーディネーター」がいます。今回の「特別支援教育スー

パーバイザー」は、子どもの障がいの状況に応じた対応ができるように、保護者からの教育相談への対応を支援、特別支援教育コーディネーターへの助言、学校内外や関係機関との連絡調整など、学校での取組みを総合的に支援する役割を果たすものです。臨床発達心理士、あるいは臨床心理士の資格を有する方をお願いしたいと考えており、今度の9月議会で、255万円の報償費の予算案を計上するものです。

○**後藤委員長** 只今の説明について、ご質問やご意見等ございませんか。

○**中島委員** スーパーバイザーの対象が、「市内の市立小中学校の児童生徒及びその保護者」と記載してありますが、市立の幼稚園の園児は対象となりますか。

○**中本教育政策課長** 現時点では、小中学校の児童生徒を対象としています。

○**中島委員** 対象に幼稚園が含まれていませんが、何か理由がありますか。

○**早川教育長** 財源の問題です。

○**島塚事務局長** この事業はモデル事業です。まず1校を中心に派遣します。将来の配置については考えなくてはならないと思います。

○**中島委員** 保護者が子どもとどのように向かい合うか、教育機関とどのように関われるかが非常に重要です。子どもが幼ければ幼いほど、保護者の障がいに対する理解が柔軟になります。親が子どもの幼いうちから子どもや先生と向かい合う姿勢を身に付けられるように支援することが大事です。幼稚園の頃から専門家にコーディネートしていただけると、子どもの成長の大きな糧になると思います。ぜひ、このモデル事業を大きく進めていただきたいと思います。

第58号議案については、有識者の意見が記載されており、非常に参考になります。食育について、保護者にアピールすることが大事との意見が記載されていますが、保護者へのアピールについて、学校側もPTA側も大変苦慮しています。意識の高い保護者は、講座や家庭教育学習などに積極的に参加しますが、いつの時代も言われるように、本当に来てほしいと思う保護者がそうした場にやっ来て来ません。そこが非常に難しいです。

また、今、大学生の食生活が問題になっています。朝食を摂らず、昼食までの間に甘いジュースを飲み、夜はコンビニの弁当を食べるといった食生活をしている学生が多くいます。そうした食生活は、女性の不妊や冷え等の原因とな

りますし、男性の不妊の原因にもなります。食事が体を作るということを子どもたちに訴えることが大事だと思いました。幼い頃から食育を進めていただきたい。

それから、以前、留守家庭児童会の人材確保が大変であると伺いましたが、有識者の先生も学生の起用を提案していますので、様々な大学と連携を図っていただきたいと思えます。学生の人材育成の面でも非常に重要だと考えます。

○早川教育長 一番良い方法は、単位として認めてもらうことです。大学等に働きかけていきたいと思えます。

○小野木委員 先日、新聞に載っていた全国学力・学習状況調査の結果に、岐阜県の中学校は、全国的に成績が良いが、小学校は全国平均より劣っているというものでした。これについて、どのようにお考えですか。

○服部学校指導課長 実は、昨日、岐阜市にも結果が送られてきました。小野木委員が仰ったとおり、基本的には岐阜県の傾向と岐阜市の傾向は同じです。小学校の正答率が低く、中学校の正答率が高いという結果です。新聞報道において各県の順位が掲載されていましたが、岐阜市の平均正答率の順位を都道府県の順位に当てはめて申し上げますと、小学校の国語Aは31位です。経年変化では順位が下がっています。一方、中学校の順位は上がっています。これから詳細を分析しますが、義務教育9年間を通して見れば、岐阜市の子どもたちは力をつけています。ただ、やはり小学校段階が課題です。学校で課題解決的な学習を行っていますが、そこで基本的なことをしっかりと押さえきれていないと思われれます。また、中学校では伸びている状況と併せると、岐阜市の教員全体の配置が中学校に少し重きを置いていることも理由として考えられます。これは私見で、分析はこれからです。現在、岐阜市の小学校の一部では、教科担任制を実施していますが、今後、特に小学校高学年に教科担任制を導入することで、学力の改善を図ることができるのではないかと考えています。こうしたことのほか、少人数指導と呼ばれる、授業に付いていけない子どもたちを伸ばす取り組みなどをしっかりと行い、徐々に小学校の学力を上げつつ、中学校では現在の学力を維持したい。児童生徒の意識調査の中に「国語や算数が好きですか」という項目がありますが、その回答が増えることで、学力も伸びると思われれます。実際に「現状維持」もしくは「好き」という回答が少しずつ増えています。学校外での学習についても、小中学校ともに「家庭に帰ってから2時間以上学習する」という割合が、中学校で概ね50%以上、小学校で25%という結果です。

○**小野木委員** 学校外の学習には、塾の時間も入っていますか。

○**服部学校指導課長** はい。

○**小野木委員** ほとんどの子どもが塾に行っていると思います。

○**服部学校指導課長** 可能性はあります。実際、岐阜市の通塾率は高く、中学校で4人に3人、小学校で4人に1人の割合で塾に通っています。全国学力・学習状況調査の速報結果としては、先ほど申し上げた状況です。

○**小野木委員** 国語AとBの違いは何ですか。

○**服部学校指導課長** 国語Aは、基本的な知識が身に付いているかを問う問題であり、国語Bは、基本的な知識をいかに活用していくかを問う問題です。

○**早川教育長** 順位だけを見ると、小学校の算数の正答率がかなり低いです。下位の学力が上がったからかもしれませんが、それで解決したくはありません。

○**小野木委員** 国語Aも同様ですね。秋田県が1位です。

○**後藤委員長** 家庭学習の時間が多いとテレビ報道で取り上げられていました。福井県も上位でした。昨年、教育委員で視察に行きましたが、家庭がしっかりとしています。

○**中島委員** 塾に通えないからといって、学校教育がしっかりしていました。

○**小野木委員** 逆に言うと、塾に行かなくてもできるということですね。

○**中島委員** そうということですね。福井県では、先生の事務処理を非常に簡素化したという話でした。

○**小野木委員** その分、子どもと向かい合う時間を増やしたということですね。

○**後藤委員長** 今回の調査結果については、さらに具体的に分析をしていただきたいと思います。

話は変わりますが、今日の新聞に掲載されていた育英資金に関する記事の中

で、大学院生が1,100万円の返済に苦しんでいるという話がありました。岐阜市の返済の状況はどのようになっていますか。

○中本教育政策課長 別冊1の104ページに、未納状況を記載しています。中央の表の「内訳」に、前年度と比較して「延人数」と「実人数」を記載しています。左側に金額を記載していますが、貸付額がそれぞれ異なりますので、単純に人数をご覧いただいた方が分かりやすいと思います。1件でも払っていない人を1人と数えますが、「実人数」では、平成23年度末103人、平成24年度末123人でした。経済状況を反映しているのか、返済が滞っている方が増えており、20人の増加となっています。平成24年度の実人数の列、「123」の下に年度末の未納者を記載しています。平成17年の「86」から、かなり増えている状況です。地方公共団体の会計では不納欠損といって、徴収できなくなった債権を会計から除く事務を行いますが、岐阜市の育英資金の未納者は、連絡が取れないわけではなく、返済の意思はあって、返済期間を伸ばして下さいと言っていますので、こちらからも返済期間を伸ばしてでもお支払いくださいとお願いしています。返済額を原資として次の学生に貸し出す仕組みを非常にご理解いただいています。どの都市でも未納については苦慮しているところですが、岐阜市では連絡が取れないということは今のところございません。

○後藤委員長 いろいろとご配慮いただきながら進めていくことが大事だと思います。よろしくお願ひします。

ほかにないようですから採決に移ります。第58号議案から第59号議案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願ひます。

(全委員の挙手確認)

○後藤委員長 ご異議ないようですので、第58号議案と第59号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、9月27日金曜日の午前9時30分から、岩野田北公民館にて行いますので、皆さま、よろしくお願ひします。

それでは、秘密会形式による審議に移ります。

(削除)

○**後藤委員長** それでは、閉会します。ありがとうございました。

午前11時45分閉議閉会